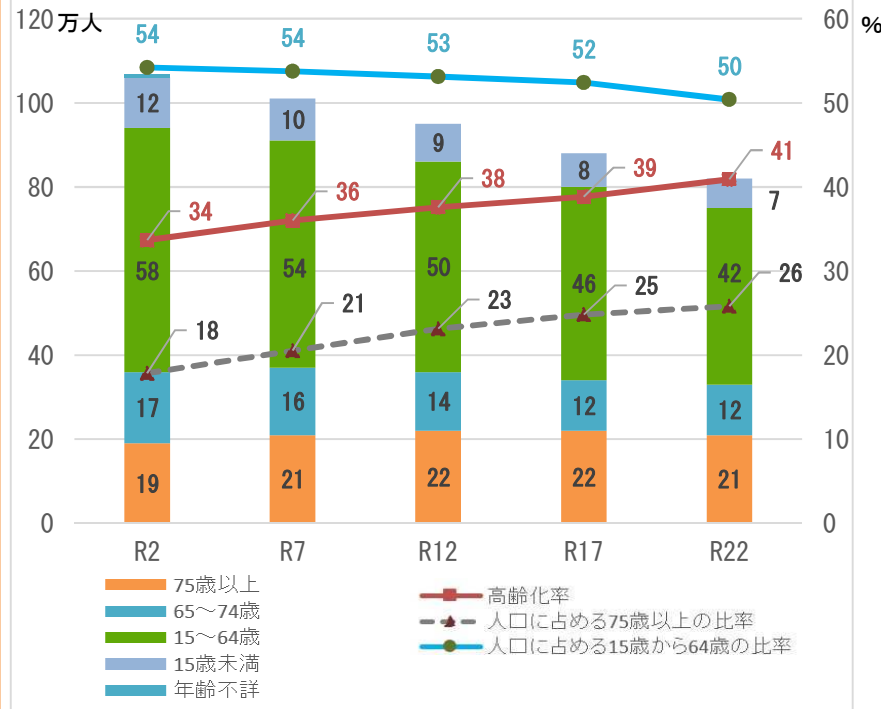


## 計画の位置付け

- 〔位置付け〕 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、基本法）第12条第1項の規定に基づく都道府県認知症施策推進計画やまがた長寿安心プラン（第10次老人福祉計画・第9次介護保険事業支援計画）等の各種計画と調和を保っていく
- 〔計画期間〕 令和7年度から令和11年度（5年間）
- 〔趣 旨〕 □ 県では、平成28年1月に策定した「山形県認知症施策推進行動計画」に基づき、認知症施策に関して計画的に推進  
□ 政府が策定する「認知症施策推進基本計画」並びに本県の現状と課題を踏まえ、新たに法定計画を策定
- 〔推進体制〕 基本法が要請する認知症の人と家族等の参画を得て、意見を聴き、対話しながら、ともに認知症施策の立案、実施、評価していくという観点から、「山形県認知症施策推進協議会」に毎年度報告し、点検評価を受けるとともに、意見を聴取し、次年度以降の施策に反映する

## 現状と課題

〔山形県の人口構成の推移と今後の見通し〕



〔山形県の認知症高齢者の将来推計〕 (人)

	R2	R7	R12	R17	R22
認知症	46,732	48,449	50,053	52,692	54,862
軽度認知障害	53,855	55,390	56,689	57,442	56,560

### 〔課題〕

- 団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度に向けて高齢者数が高い水準を維持し、医療と介護双方のニーズが高まる後期高齢者が増加する
- 令和7年度の認知症の高齢者数は約4.8万人、軽度認知障害の高齢者数は約5.5万人と推計され、合計すると10万人を超え、高齢者の約3人に1人が認知症又はその予備軍とも言える状況となっている
- 生産年齢人口は急速に減少し、地域における担い手の不足が見込まれる
- 政府が策定する認知症施策基本計画では、認知症になったら何もできなくなるのではなく、できること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、役割を果たし、自分らしく暮らしたいという希望があること等、**認知症の人が基本的な権利を有する個人として認知症と共に希望を持って生きるという考え方（新しい認知症観）**に立って施策を進めることが求められている

## 政府の認知症施策推進基本計画案

- 〔目的〕 認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進
- 〔重点目標〕
  - ① 国民一人ひとりの認知症や認知症の人への理解が進んでいること
  - ② 認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること
  - ③ 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること
  - ④ 国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

### 〔基本目標〕（今後更新予定）

誰もが健やかにいきいきと暮らし、認知症になっても安心して希望を持って生活できる“幸せやまがた”の実現

～3つの施策の柱、9つの取組により、**県民・医療介護・地域**が**認知症の人と家族**と共に共生社会の実現を推進～

